

## クレジット業界では、リボルビング払いの情報提供を強化します —日本クレジット協会から会員会社に対し広報・啓発の拡充を要請—

リボルビング払いは、カード取扱高の約 7% を占めるまでに成長する一方で、消費者相談も増加傾向にあります。一般社団法人日本クレジット協会（会長・杉本直栄）は、より健全なクレジット取引を促進するため、消費者に対し、リボルビング払いを正しく理解してもらう必要があると考え、業界全体の方針として「リボルビング払いに関する広報・啓発の具体的な対応策」（下記）を取りまとめました。

これを受け、平成 28 年 3 月 3 日付で、クレジットカードの支払方法の一つである「リボルビング払い」について、消費者への情報提供を充実・徹底するよう会員会社に協力を要請しました。

なお、リボルビング払いについては、消費者委員会（内閣府）や経済産業省から、その仕組みやリスクについて、消費者に誤解が生じないように、より分かりやすい情報提供を行うよう要請されていました。

### 【「リボルビング払いに関する広報・啓発の具体的な対応策」の概要】

1. 協会は、リボルビング払いに関するパンフレットを作成し、消費者等に配布します。
2. 協会は、ホームページでのリボルビング払いに関する情報を充実します。  
(<http://www.j-credit.or.jp/customer/basis/revolving.html> を参照)
3. 会員会社は、①カード勧誘時、申込時、②カード送付時、③カード利用後、の各段階において、消費者に表示・説明すべき共通事項として協会が定めた事項（リボ払いの仕組み、特徴、手数料率等利用に当たっての注意点等）について分かりやすい情報提供を実行します。
4. 協会、会員会社、行政関係機関との連携を強化します。



【協会作成パンフレット表紙】

◎お問合せは、下記までお願いいたします。  
一般社団法人日本クレジット協会 消費者相談室  
〒103-0016 中央区日本橋小網町 14 番 1 号  
住生日本橋小網町ビル  
TEL 03-5643-0011